# 東吾妻 水 だより

Vol.35



■問い合わせ先　上下水道課

## 物価高騰への家計支援（水道料金減免事業）

今回は、広報ひがしあがつま2月号・水だよりVol.31(4月掲載)でお知らせしていました水道料金減免事業について、組合営水道および自家水道利用者分の支援補助金の詳細が確定しましたので、お知らせします。

※この事業は、事業費のすべてを国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施します。



### 補助金の概要

＼次の3つの条件を全て満たす世帯主の方が対象／

- 町営の水道事業に加入せず、組合営水道または自家水道等のみを使用している
- 町内に住所がある
- 町税を滞納していない

＼令和8年11月30日(月)までに「手続きが必要」／

以下の書類を上下水道課まで提出

- 補助金交付申請書兼請求書
- 振込先が確認できる書類（預金通帳のコピー等）
- 組合を構成する世帯数と世帯主が確認できる書類（申請者が組合代表者の場合）

＼1世帯あたり最大で3,600円補助！／

町営簡易水道基本料金(税抜)6ヶ月分相当額

### 振り込みまでの流れ

申請書兼請求書等提出
※11月30日(月)まで

↓ 調査等　2～3週間程度

上下水道課から
補助金交付(不交付)決定通知書送付

↓ 交付決定の場合振込処理　1週間程度

入金
（申請書提出から3～4週間後）

## 水道・下水道の異常（漏水等）を発見したらご連絡ください！

●連絡の仕方

①スマートフォンから右記の二次元コードを読み取り、案内に従って報告をお願いします。

上下水道課 LoGo フォーム 二次元コード



②東吾妻町公式 LINE からも通報することができます。

基本メニュータブ
➡ 通報
➡ 水道・下水道の異常



受信確認は開庁時間に行います。スマートフォンをご利用の際は、周辺状況に十分注意して安全にご利用ください。